

申込開始は 4月から！平成23年度 養豚経営安定対策事業

事業の概要をご案内します！



養豚経営安定対策事業とは？

養豚経営の安定を図るため、豚枝肉平均価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、生産者の拠出と国の助成により造成された基金から、その差額の8割を補填金として交付する事業です。

事業の運用・手続きは全国一律！ (独)農畜産業振興機構から肉豚生産者に補填金を直接交付！

今までの都道府県団体を経由する方式がなくなり、(独)農畜産業振興機構(以下、「機構」という。)から生産者に補填金を直接交付する「直接交付方式」のみとなりました。書類の送付や負担金の納付、補填金の交付を、原則として生産者のみなさんと機構が直接やりとりします。

独立行政法人農畜産業振興機構

- ① 申込受理
- ② 負担金納付通知
- ③ 交付決定
- ④ 補填金の交付

- ① 参加申込
- ② 販売報告
- ③ 負担金納付
- ④ 交付申請
- ⑤ 実績報告

肉豚生産者

養豚経営安定基金について

○生産者の抛出と国の助成により造成された養豚経営安定基金（生産者と国の負担割合1：1）が、機構に設置されます。

○補填金は、機構から生産者に直接交付されます。

業務対象年間について

○業務対象年間は、6年間(平成23～28年度)です。途中加入は、出来ませんので、この機会にお申し込みいただくよう、ご注意ください。

生産者負担金について

○事業対象頭数は、平成20年度の出荷頭数と同程度です。

なお、生産者負担金単価は、毎年度設定されます。

○業務対象年間終了後の無事戻しはありませんが、基金残が生じないように生産者負担金を調整をします。

事業申込要件について

○耕畜連携又はエコフィードの活用の取組に努めようとする養豚経営者の方がお申し込みいただけます。ただし、大企業は除きます。


※ 原則として、配合飼料価格安定基金への継続加入が必要です。

● 申込みについて ●

事業の参加申込みは、平成23年4月～5月中旬を予定しています。申込用紙は、平成23年4月以降に配布できるように準備していますので、お待ち下さい。（当機構のホームページに掲載する予定です。）

※ 書類の作成事務等を、JA、荷受組合、養豚団体等に委託することもできます。

— お問い合わせ先 —

 **独立行政法人農畜産業振興機構**
〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
養豚経営対策係あて
電話：03-3583-1151～1154
HPアドレス：<http://www.alic.go.jp/>